平成２６年（フ）第２３５６号
札幌市白石区南郷通１丁目北３番10号　コーポ杉原１号
債務者　川村　和廣
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９８号
札幌市東区北30条東８丁目２番25号　コーポ30―302号
債務者　織本　八郎
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７３号
相模原市中央区横山台２丁目33番１号　サンヒルズ横山台206号
債務者　小林　誠一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７８号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目11番11号　ファミーハイツ絹Ⅲ101号
債務者　竹生　浩士
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８６号
相模原市南区相模大野６丁目16番２号　越路荘102号
債務者　山田　　弘
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８７号
相模原市南区上鶴間本町３丁目18番27―615号
債務者　矢口　安久
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８８号
相模原市南区大野台４丁目８番14号　アビタシオンＴ101
債務者　今井　嘉子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３８９号
相模原市中央区千代田１丁目４番15号　栗山ハイツ201
債務者　高橋　一雄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３９４号
相模原市南区文京１丁目18番５号　イマーブル相模203
債務者　尾込　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８２号
三重県度会郡大紀町錦883番地19
債務者　西村　純治
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８７６号
大阪府藤井寺市北岡２丁目12番１号
債務者　譽田　　武
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
堺市南区城山台２丁１番３―406号
債務者　寺田　啓一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
堺市南区城山台２丁１番３―406号
債務者　寺田佐津枝
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
堺市南区城山台２丁１番３―406号
債務者　寺田　照子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５号
兵庫県加東市下滝野１丁目88番地　グレースヒル　アエ102号
債務者　上月かおり
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道北斗市七重浜５丁目３番21号　コーポ幸Ｎｏ．１―206号室
債務者　皆月　　清
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９７号
山形県上山市金谷字下河原1370番地　上山病院、住民票上の住所山形県村山市楯岡笛田４丁目６番23―134号　県営住宅楯岡アパート
債務者　山方　礼子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所民事部